

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 DAO Gia Phuc

論文題目 Border Carbon Adjustments in International  
Trade Law: An Approach for the Implementation  
through Regional Trade Agreements

(国際貿易法における国境炭素調整措置——地域的  
貿易協定を通じた実施のためのアプローチ)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 水島朋則

名古屋大学大学院法学研究科教授 小畑郁

名古屋大学大学院環境学研究科准教授 増沢陽子

## 論文審査の結果の要旨

## I 審査対象

本論文提出者は、博士（比較法学）の学位を申請する者であるが、審査対象は、主論文である本論文と、合わせて提出された 3 点の参考論文である。主論文の分量は、目次と参考文献を除く本文が 150 頁弱であり、目安とされる博士（法学）の分量の半分程度に概ね相当するものである。

## II 主論文の概要

主論文は、「はじめに」、第 1 章「気候変動とカーボン・リーケージ問題」、第 2 章「国境炭素調整措置とその WTO 法との適合性」、第 3 章「地域的貿易協定の下で国境炭素調整措置を実施するアプローチ」、「結論」から構成されている。

「はじめに」では、問題の所在が示される。気候変動ないし地球温暖化の問題に対処する上では、温室効果ガスの削減が鍵となるが、そのために温室効果ガスの排出に対して税を課すことなどが効果的であると考えられている。しかしながら、一部の国のみが温室効果ガスの排出に対して厳しい規制を行うことは、規制の緩い国に生産の拠点を移すインセンティブを生産者に与え、地球全体では温室効果ガスの削減につながらないという問題が生ずる。このようなカーボン・リーケージ（炭素の漏れ）問題に対処するために、国境炭素調整措置（Border Carbon Adjustments）をとることが考えられるが、国境炭素調整措置は WTO 協定との適合性が問題となる。本論文は、そのように普遍的な WTO 協定との適合性という観点からは不明確さが残る国境炭素調整措置を、地域的貿易協定の下で実施するアプローチを提言し、それを通して諸国が適切な地球温暖化対策をとることができる体制を整備しようとするものである。

第 1 章「気候変動とカーボン・リーケージ問題」では、気候変動のリスクについて説明した上で (1.1)、気候変動への国際的な対応について 4 つの時期に分けて概説し、2015 年のパリ協定採択後も多くの問題が残っていることを指摘する (1.2)。そのような国際的な対応ないしはアプローチの限界を背景として、次に、個別国家による対応として、排出量取引制度や炭素税を通じたアプローチが試みられていることが紹介される (1.3)。これらをふまえて、カーボン・リーケージ問題に対処するための政策として考えられる選択肢を示し (1.4)、最も効果的と考えられているのが国境炭素調整措置であるが (1.5)、国境炭素調整措置については、国際貿易に関する規則の観点から見た場合には WTO 法との適合性が問題となり得ることを指摘し (1.6)、第 1 章の小括を行う (1.7)。

第 2 章「国境炭素調整措置とその WTO 法との適合性」では、EU が 2005 年に始めた排出量取引制度（Emissions Trade System, ETS）やアメリカで提案されてきた国境炭素調整措置を紹介し (2.1)、そのような措置が WTO 法と適合するかどうかという問題を扱う。まずは、GATT

第 2 条 2(a)が、締約国が製品の輸入に際して「同種の国内製品について、又は当該輸入製品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている物品について次条 2 の規定に合致して課される内国税に相当する課徴金」を課すことを認めていることから（いわゆる「国境税調整措置」）、国境炭素調整措置がそのように GATT で認められている国境税調整措置に該当するかどうかを問い、製品の価格を基礎とする国境炭素調整措置であれば、GATT 第 2 条 2(a)の国境税調整措置として認められる余地があることを指摘する (2.2, 2.3)。ただし、国境税調整措置は、「[GATT 第 3] 条 2 の規定に合致して」いる必要があり、WTO における無差別原則（内国民待遇原則）に従わなければならない、二酸化炭素排出量の少ない国内製品と排出量の多い輸入製品とが「同種の製品」とみなされるのであれば、後者を不利に扱うことになる国境炭素調整措置は GATT 第 3 条に違反することになる (2.4)。その場合でも、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」あるいは「有限天然資源の保存に関する措置」であれば、GATT 第 20 条（一般的例外）に従って正当化される可能性があるが、そのためには同条柱書の条件（「同様の条件の下にある諸国の間において [恣意的な] 若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないこと」）を充たす必要がある (2.5)。その他に国境炭素調整措置との関係で問題となり得る貿易の技術的障害や補助金に関する WTO 規則を指摘した上で (2.6, 2.7)、いずれにせよ気候変動問題に関わる国境炭素調整措置とこれらの規定との適合性を WTO の紛争解決手続に従ってパネルや上級委員会がケースバイケースで判断するのは適切ではなく、WTO の枠組みにおいて国境炭素調整措置を実施するために考えられる選択肢として、WTO 協定の改正、WTO 協定第 9 条 3 に従った義務の免除、同条 2 に従った WTO 協定の解釈の採択、WTO 協定の一部としての新しい複数国間貿易協定の採択が考えられるが、WTO におけるコンセンサスによる意思決定方式を前提とした場合、いずれの選択肢も近い将来においては現実的なものではないため (2.8)、それに代わるアプローチが必要とされていると述べる (2.9)。

第 3 章「地域的貿易協定の下で国境炭素調整措置を実施するアプローチ」では、第 2 章で指摘したような国境炭素調整措置と WTO 法との適合性をめぐるさまざまな問題を回避するために、地域的貿易協定を通じたアプローチを提示する。164 国・地域にまで WTO 加盟国が増える中で、一部の WTO 加盟国の間で地域的貿易協定（自由貿易協定、関税同盟）を締結する動きが同時に広がっているが、そのような地域的貿易協定は狭義の貿易問題だけでなく労働や環境問題等もカバーしており、ある地域的貿易協定に採り入れられたアイデアを他の WTO 加盟国も採用することにより、そのアイデアが普遍化する可能性を指摘する (3.1)。関連する地域的貿易協定の規定の例として、気候変動問題に直接言及はしないものの環境保護に関する一般的な規定、二酸化炭素排出量の少ない製品の貿易自由化を促進する規定、気候変動問題に関する協力を推進する規定などがあり、これらに対しては、適切な実施メカニズムを備えた包括的なものではないため不十分であるという議論もあるが、他方で時の経過とともに改善も見られ、地球規模での普遍的な協定を締結するよりも地域的アプローチのほうが現実的であるとする (3.2)。もちろん、WTO 加盟国はまったく自由に地域的貿易協定を結ぶことができるわけでは

なく、GATT 第 24 条が定める条件を充たす必要があるが、地域的貿易協定が自由貿易協定の形をとるのであれば関税同盟の形をとるのであれば、GATT 第 24 条の条件を充たしているかどうかは他の WTO 加盟国によって争われる可能性は低いとする (3.3)。そのような前提で、そもそも地域的貿易協定に国境炭素調整措置を含む気候変動問題関連規定を採り入れることに関する根本的な問題として、そのような地域的貿易協定の締結に向けたインセンティブを与える必要があるとし、途上国に対する技術支援との関連づけなどを提示した上で、具体的には、地域的貿易協定のそれぞれの締約国がどのような気候変動問題関連規則を自国法で定めるかを地域的貿易協定の附属書の中に明示し、そのような規則が採択されている限りにおいて、その国の産品に対して当該地域的貿易協定の他の締約国は国境炭素調整措置をとることができないこととし、そのような国内法が地域的貿易協定上の条件を充たしていない場合にのみ国境炭素調整措置をとることができるような制度を提言する (3.4)。二酸化炭素排出量に関する正確なデータの入手可能性に関する技術的な問題はあるものの (3.5)、総合的に見て地域的貿易協定の中に国境炭素調整措置に関する規定を採り入れるインセンティブはあり、そのような地域的貿易協定が GATT 第 24 条の条件を充たす限りにおいて、そのような措置が他の WTO 加盟国によって争われることはないであろうというメリットがあると指摘する (3.6)。

「結論」においては、以上をまとめる形で、地球温暖化対策として必要とされる国境炭素調整措置は、アприオリに WTO 法に違反するとはいえないとしても、WTO 協定に適合的であるためにはさまざまな条件を充たす必要があること、地域的貿易協定に気候変動問題関連規定が採り入れられれば、そのような規定が国際社会において普遍化する可能性があること、また、地域的貿易協定を通じた国境炭素調整措置の実施が GATT 第 24 条の条件を充たすかどうか不確定ではあるものの、そのような紛争が WTO 紛争解決機関で争われる可能性は、少なくとも一国が一方的にとる国境炭素調整措置よりは低いことを指摘して、主論文を締めくくっている。

### III 主論文の評価

現代の国際社会における課題の 1 つである地球温暖化対策として国がとる措置が貿易に影響する場合に、WTO 法を中心とする国際貿易法の観点からそのような措置をどのように評価するかという問題については、多くの議論が行われてきた。主論文が提出された後にも、同様のテーマで、やはり博士論文を基礎とする Ulrike Will, *Climate Border Adjustments and WTO Law* [気候変動対策としての国境調整措置と WTO 法] (Brill, July 2019) が出版されており、ここからも、この問題について研究を行う学術的意義については疑いの余地がないと言えよう。以下、博士 (比較法学) の課程博士論文についての判定基準に照らしつつ、主論文を評価する。

A : 「アジア法整備支援」(体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域)に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していること——主論文は、市場経済体制移行国である母国 (ベトナム) の法整備支援に直接的に関わるわけではなく、一般的な射程をもつものであるが、例えば関連する地域的貿易協定の例と

して取り上げられている TPP 協定（後の包括的・先進的 TPP 協定）の交渉にベトナムは日本よりも先に加わっていたことなどからもうかがえるように、地球温暖化対策との関係でどのような地域的貿易協定を締結するかという問題は、ベトナムを含む体制移行国の法整備支援とそれに関する国際協力に関わるものと評価することができる。

B：主として比較法学・比較政治学的手法によること。ただし、国際関係を専攻する場合は、国際文書・国際機関の実行等の分析であっても、国内法・国内政治への応用可能性を念頭においたものであればよい——主論文は、国際貿易法と国際環境法にまたがる問題として、WTO や気候変動に関する政府間パネルの実行等を随所で参照する一方、それを諸国が締結する地域的貿易協定のあり方と関連づけ、地域的貿易協定を通して諸国が適切な地球温暖化対策をとることができる体制を整備しようとするものであり、国内法・国内政治への応用可能性が念頭におかれていると評価することができる。

C：母国の問題を取り扱うため、一次資料として主として母語によるものを持ちいるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めていること——主論文では、専ら英語による資料に基づいて分析し、議論を進めている。母語による資料は用いられていないが、これは取り上げるテーマの性格に照らして、それらを分析する必要性・意義がなかったものと評価することができる。

D：問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること——地球温暖化対策として有効と考えられる国境炭素調整措置を現行の国際投資法との関係でどのように実施するかという主論文の問題設定は明確であり、WTO 協定との適合性という観点からは不明確さが残ることから、それに代えて地域的貿易協定の下で実施するアプローチを提言するという形で、自分なりの回答が出されている。

E：従来の研究と比較して独自性が認められること——上で述べたように、気候変動対策と国際貿易法との関係をめぐっては先行研究が多くあり、その意味で独自性をもった研究を行うのが難しいテーマである。そのような研究テーマについて独自性を強く求めた場合、ややもすると、学術的に見て健全な分析に基づかない奇抜なだけの議論を展開することにもなりかねないが、主論文は、国境炭素調整措置の WTO 協定適合性をめぐる従来の研究を手堅くまとめた上で（第 2 章）、WTO における諸々のルール設定のための交渉が行き詰まる中で、近年において諸国が実際に締結し、かつその数も増えている地域的貿易協定に手がかりを見出そうとしており（第 3 章）、その点で従来の研究と比較して穏当な独自性が認められると評価することができる。

F：論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること——地域的貿易協定を通して国境炭素調整措置を実施するという、主論文が提唱するアプローチに対しては、いくつかの観点から疑問や批判もあり得る。地域的貿易協定（自由貿易協定ないし関税同盟）は、本来、WTO の基本原則である無差別原則のうち、主論文が言及する内国民待遇原則ではなく、最恵国待遇原則の例外として認められているものである。そしてそのような例外（A 国が外国 B と外国 C を差別すること）が正当化されるのは、A 国と B 国が地域的貿易協定を締結す



ることによって国際貿易上いけば1つの国とみなすことができるためである。そうだとすれば、一国が一方的にとる国境炭素調整措置の場合は WTO 協定との適合性が不明確であるにもかかわらず、地域的貿易協定を通して複数の国が国境炭素調整措置をとる場合には WTO 協定との適合性の問題が生じないかのような議論は一貫性に欠けるとも言えよう。地域的貿易協定の第三国（C国）から見た場合、当該協定の複数の締約国（A国とB国）は国際貿易上は1つの国とみなされるため、一国が一方的にとる国境炭素調整措置であるという点では違いがないはずだからである。また、地球温暖化対策として地域的貿易協定を通して国境炭素調整措置が実施されれば、いずれはそれが国際社会において普遍化するという主論文の議論も、必ずしも十分な根拠に支えられているとは言いがたく、やや楽観的な希望的観測であるという印象を受ける。仮に主論文が提唱するような地域的貿易協定を通じたアプローチをとるとして、どのような国境炭素調整措置を採り入れるべきであるのかという制度設計の面でも、主論文における構想は、やや抽象的で粗いものにとどまっており、実際に諸国に受け入れられるためには、より具体化する必要がある。このようにいくつかの問題点を抱えてはいるものの、主論文は、国際貿易法の観点から地域的貿易協定を通じたアプローチを提唱することにより、国際社会においてとられるべき地球温暖化対策の議論に一石を投ずるとともに、近年において数多く締結されている経済連携協定（地域的貿易協定）の役割をも再検討させるものと言え、アジア諸国の国家中核人材養成プログラムのさまざまな制約の中で同プログラムの学生に期待すべき論理的な堅固さのレベルには到達しているものと評価することができる。

#### IV 参考論文の評価

冒頭（I）に記したとおり、本学位申請は、上の「A～Fを兼ね備える特定のテーマについての論文1点を主論文とし、[a～d]のいくつかのパターンによるペーパーあるいは報告書を2点以上参考論文とする」方式によるものである。参考論文として提出された3点は、次のとおりである。

- ① “The Fourth Industrial Evolution and the Fight against Carbon Leakage and the Issue of Climate Change”[第4次産業革命とカーボン・リーケージとの戦いと気候変動問題]Journal of US-China Public Administration, Vol. 15, No. 1 (2018), pp. 43-54
- ② “The Fight against Climate Change and the Possibility of a Carbon-Tax Regime in Viet Nam” [気候変動との戦いとベトナムにおける炭素税レジームの可能性] The UHD-CTU-UEL International Economics and Business Conference 2018, pp. 335-345
- ③ “Design and Implement an Emission Trading Scheme: International Experiences and Proposals for Vietnam” [排出量取引スキームの構想と実施——国際的な経験とベトナムのための提言] Viet Nam Trade and Industry Review 2018, pp. 68-73（ベトナム語）, p. 74（要旨（英語））

このうち、①は 2017 年 10 月 30 日にベトナム（ダナン）で開催された国際会議（International Conference for Young Researchers in Economics and Business）での報告ペーパーに加筆した上で公表したものであり、②は 2018 年 5 月 31 日・6 月 1 日にベトナム（ホーチミン）で開催された国際会議（The UHD[University of Houston-Downtown]-CTU[Can Tho University]-UEL[University of Economics and Law] International Economics and Business Conference 2018）での報告ペーパーである。

いずれも博士後期課程在学中に発表されたこれらのペーパーは、その一部は主論文にも反映されているが、「a 『アジア法整備支援』および関連する領域にかかわる国際シンポの組織等研究組織の実績を示す報告書」ないし「d その他国際法政コース・博士（比較法学）の趣旨に合致する研究・教育活動を行ったことを示すレポート」と評価することができる。

## V 結論

このような評価に基づき、審査委員会は、本論文（主論文）が、参考論文と合わせて、博士（比較法学）の学位を授与するにふさわしいものであるという結論に達した。